

令和6年度

新しく
始まりました

防府市多様な働き方 推進事業費補助金

従業員の仕事と生活の両立に向けた、多様な働き方の推進に取り組む市内中小企業等を支援します！

取り組みに対する経費の一部を補助します。ぜひご活用ください。

1. 支援内容

多様な働き方の推進に向けたコンサルタント等、裏面に記載する事業を行う場合に、その事業に係る経費の一部を補助します。
(1事業者当たり1年度1回限り)

補助率
2分の1
補助限度額
5万円

2. 補助対象者

市内に事業所を有し、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思のある
個人
または
資本金の額または出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下の法人

※ただし、次の①～⑤のいずれかに該当した場合は補助対象者から除外となります。

- ① 市税を滞納している者
- ② 暴力団の構成員または暴力団に協力し、もしくは関与するなど関わりをもつ者
- ③ 宗教活動または政治活動を目的としている者
- ④ 同一の内容で国、地方公共団体またはこれに準ずる団体からの補助金を受けている者、また今後、同一内容で補助金を受給しようとする者
- ⑤ ①～④のほか、市長が補助金の交付対象として不相当と判断した者

3. 募集期間

随時、申請を受け付けます。

- ※ 予算額に達するまで、随時受付します（先着順）。
- ※ 令和7年2月28日までに補助対象事業を実施してください。

(対象事業等詳細は裏面へ)

【申込み・問合せ先】
防府市商工振興課 労政係

(受付時間：平日8:15～17:00) TEL：0835-25-2574

〒747-8501 防府市寿町7番1号

様式等はホームページで



防府市 多様な働き方 補助金



4. 対象事業及び経費

補助対象事業

- 1 仕事と生活の両立支援のための就業規則等社内制度の整備、年次有給休暇の取得促進など、多様な働き方の推進に向けたコンサルタントの導入
- 2 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加

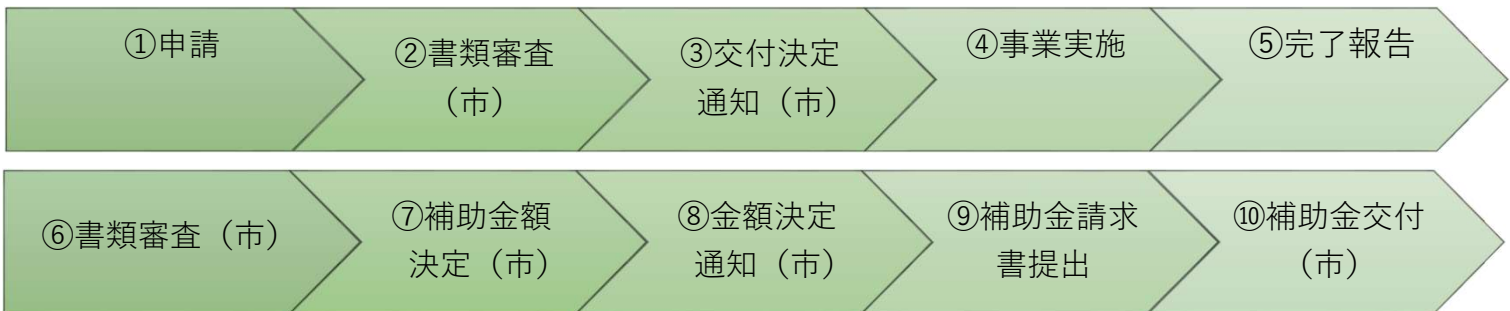
補助対象経費

上記事業に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの

- 1 就業規則等の作成、見直しに係る経費
 - ・ 社会保険労務士等への委託料
 - ・ 謝金
- 2 多様な働き方の推進に向けた外部専門家によるコンサルティングに要する経費
 - ・ コンサルティング料
 - ・ 委託料
- 3 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加に係る経費
 - ・ 謝金
 - ・ 委託料（研修業務委託料）
 - ・ 会場借上料
 - ・ 教材費、受講料

- ※ 補助対象事業はいずれの場合も、令和7年2月28（金）までに完了する見込みがあること。
- ※ 請求書、領収書等で支出したことが確認できない経費は補助金の対象外となります。また、消費税及び地方消費税は対象経費とはなりません。

5. 申請から補助金交付までの流れ



①申請時の必要書類

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 誓約書（別紙2）
- ・ 変更前の就業規則等（規則の見直しを行う場合）
- ・ 当該事業に係る見積書の写し
- ・ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）
- ・ 直近の確定申告の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 申請時チェックリスト

⑤完了報告時の必要書類

- ・ 完了報告書（様式第5号及びその別紙）
- ・ 経費に関する請求書、領収書等の写し
- ・ 事業の取り組み実績がわかるもの
- ・ 通帳の写しなど、口座番号等振込先がわかるもの